

正 会 員 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（お願い）

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり関係省庁及び関係団体に対しても協力要請がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- ・ 建設工事等事業者に対し、建設工事等を実施する前には必ず、ガス管等について液化石油ガス販売事業者へ照会及び確認するとともに、ガス管を見つけた場合には必ず、液化石油ガス販売事業者へ連絡すること等について周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の実施に立ち会うこと。
- ・ 供給管及び配管の工事を行う際は、事故防止のため、次の点を確認すること。
 - ① 工事事業者が特定液化石油ガス設備工事事業届出を行っているか。
 - ② 工事事業者が液化石油ガス設備士免状を有する者か、法定講習を適切に受講しているか、及び工事作業時に免状を携帯しているか。

※別紙に記載されている経産省ホームページのURLは、以下のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase//2024/03/20240307-01.html



以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 橋本、北邨、國坂

経済産業省

20240306保局第3号
令和6年3月7日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、ガス事故の内、建設工事等に起因する事故（他工事事
故）の防止に向けて、以下の関係省庁及び関係団体に対し、協力依頼を行いま
した。協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、
その旨お知らせします。

- ・ 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
- ・ 厚生労働省健康・生活衛生局水道課
- ・ 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
- ・ 国土交通省不動産・建設経済局建設業課
- ・ 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
- ・ 警察庁交通局交通規制課
- ・ 一般社団法人全国登録教習機関協会

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等に対
し、以下の事項の周知をお願いします。

- ・ 建設工事等事業者に対し、建設工事等を実施する前には必ず、ガス管等
について液化石油ガス販売事業者に照会及び確認するとともに、ガス管を
見つけた場合には必ず、液化石油ガス販売事業者に連絡すること等につい
て周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の実施に立ち会うこと。
- ・ 供給管及び配管の工事を行う際は、事故防止のため、次の点を確認する
こと。
 - ① 工事事業者が特定液化石油ガス設備工事事業の届出を行っているか。
 - ② 工事作業者が液化石油ガス設備士免状を有する者か、法定講習を適切
に受講しているか、及び工事作業時に免状を携帯しているか。

